

一般社団法人日本肘関節学会
役員規程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人日本肘関節学会の定款（以下「定款」という。）第5章 役員に基づき、役員 of 制度等について定めることを目的とする。

(役員の種類および定数)

第2条 定款第28条の規程に基づき次のとおり定める。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- (3) 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とする。
- (4) 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第3条 定款第29条の規程に基づき次のとおり定める。

- 1 理事および監事は、評議員の中から役員2名以上の推薦をもって候補者とする。理事および監事の候補者は、就任の年の4月1日現在65歳未満の者に限り、選挙の行われる前年の12月31日までに所定の立候補届を役員2名の推薦状を添えて理事長に提出することとする。但し、自らが役員になろうとする者は、他の候補者を推薦することはできない。候補者は社員総会の審議を受け、決議により選任される。役員選挙に関する細則を別に設ける。
- 2 理事長は理事会において理事の中から選定する。副理事長は理事の中から理事長が指名し、理事会で決定する。
- 3 監事は理事を兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第4条 定款第30条の規程に基づき次のとおり定める。

- 2 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 3 理事長はこの法人を代表し、業務の執行を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事は別に定める委員会規程に基づいて構成された委員会の運営を統括する。各委員会を統括する担当理事はその任務内容により、学会における当該業務を分担執行する。
- 6 理事長、副理事長及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で

2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第5条 定款第31条の規程に基づき次のとおり定める。

2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、会計及び会務の監査報告を作成する。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事会の開催)

第6条 定款第37条の規程に基づき次のとおり定める。

2 理事長は理事会の開催に際し、すべての理事に加えて監事、および定款第43条に定める学術集会の会長、前会長、次期会長を招集することができる。

3 理事会の議決権は理事のみが有し、決議は定款第40条に定めるとおりとする。

(役員任期)

第7条 定款第32条の規程に基づき次のとおり定める。

2 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、社員総会の決議によってその任期を短縮すること、および再任を妨げない。連続の任期は最大で3期までとする。

3 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。連続の任期は最大で3期までとする。

4 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任者の残任期間とする。

5 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、一般社団・財団法人法及びこの定款に定める役員員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

7 役員任期は年齢満65歳に達した翌日以降の最初の社員総会の終結のときまでとする。

(役員解任)

第8条 定款第33条の規程に基づき次のとおり定める。

2 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。なお、決議する前に理事会および社員総会でその役員に弁明の機会を与えることができる。

(役員報酬等)

第9条 定款第34条の規程に基づき次のとおり定める。

2 役員は、無報酬とする。

3 役員には、職務執行に要する費用の支払いをすることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(規定の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改訂規定は、令和6年3月1日より施行する。

役員選挙に関する細則

(選挙)

第1条 理事長は、選挙当日の出席評議員の中から選挙立会人若干名を指名する。

第2条 投票は無記名とし、理事については半数の連記とする。ただし、定数が奇数のときは切り上げるものとする。

- 2 監事選挙については完全連記とする。
- 3 候補者が定数と同数あるいは少ない場合は、評議員会における承認をもって投票にかえるものとする。

(当選者の決定)

第3条 有効投票数の多数を得たものを当選者とする。

- 2 得票が同数で選出できない場合には、その候補者について再度投票を行う。

(投票の効力)

第4条 投票の効力は選挙立会人の意見を聞きこれを決定しなければならない。

第5条 次の投票はこれを無効とする。

- 1) 評議員会議長が準備した用紙を用いないもの。
- 2) 候補者の氏名を確認しがたいもの。
- 3) 同一氏名を重複して記載したもの。
- 4) 候補者以外の氏名を記載したもの。
- 5) 定数を超過して記載したもの。